

第31回入善町農業委員会議事録

令和8年2月10日午後1時30分から第31回入善町農業委員会が3F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 17名

出席委員 14名

2番 廣 清 奈緒美	4番 森 下 さゆり	5番 森 下 吉 光	6番 上 田 幸 嗣
8番 竹 田 隆 浩	9番 嶋 先 良 昭	10番 安 藤 清 雅	11番 小 林 真 一 郎
12番 米 山 義 隆	13番 坪 野 和 夫	14番 前 田 俊 彦	15番 永 山 美 和
17番 上 野 好 雄	18番 田 中 吉 春		

欠席委員 3名

1番 五十里 章	3番 寺 田 晴 美	16番 亀 田 英 司
----------	------------	-------------

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	長 島 努
入善町農業委員会	係 長	川 原 弘 美
入善町農業委員会	主 任	浜 西 亮 介
入善町農業委員会	主 事	前 川 祐 喜 子

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第108号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（米山 義隆）

みなさま、大変お忙しいところご参集いただきましてありがとうございます。大寒に入って大雪になりましたが、しばらく雪が続くかと思いましたが、立春を過ぎて暖かい日が続いていました。今月19日の日に農業者との意見交換会が開かれ、その際には農業委員が率先して地区の話し合いをリードしていただきたいと思います。

それでは議案にしたがって進めさせていただきます。

順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第3の終了までといたしたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長（米山 義隆）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。15番永山委員と17番上野委員に決定
いたしたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員の挙手あり)

議長(米山 義隆)

全員の挙手により、ご両名に決定いたします。

議長(米山 義隆)

次に、日程第3、議案第108号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第108号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求
めます。今回は、1件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は、入善町中沢〇〇、〇〇-〇の2筆で、台帳地目、現況地目はともに田、
面積は5,636㎡です。

申請地の位置図は、議案書の2ページをご覧ください。

譲渡人は、富山市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇 〇〇さん、譲受人は、朝日町〇〇〇〇〇〇の有限会
社〇〇〇〇〇〇さんです。

この申請地は〇〇〇〇〇〇〇さんが耕作している農地で、農地を取得した後も引き続き〇〇〇〇〇〇
〇さんが耕作されます。

また、申請地の間にある雑種地、中沢〇〇も〇〇〇〇〇〇〇さんが取得予定であり、この雑種地も将
来的には農地に造成して、申請地と一体的に農地として利用する予定と聞いております。

許可要件の確認ですが、

- ・農機具、通作距離等を総合的に考慮すると、譲受人は取得農地を効率的に利用できると見込まれること
- ・農作業に必要な日数について、農業従事していると認められること
- ・譲受人の農地取得後も、周辺の農地利用に支障が生じないと認められること

等から要件を満たしております。農業委員による意見書の確認印は、田中委員にいただいております。

以上1件です。よろしく申し上げます。

議長(米山 義隆)

それでは現地の確認を行いました委員から補足説明をお願いします。申請番号1番、田中委員お願
いします。

田中委員

事務局から説明のあったとおりで、同じ話を聞いております。中沢育苗センターの横にある中沢〇〇、
〇〇も〇〇〇〇〇〇〇が耕作しており、持ち主が別の方なので申請地に含まれていませんが、一体的な
農地になり、耕作上も問題ないと考えハンコを押しました。以上です。

議長(米山 義隆)

はい、ありがとうございました。それでは質疑に入りたいと思います。

議長(米山 義隆)

この雑種地は元々屋敷だったんですか。

田中委員

〇〇さんの家でした。

議長（米山 義隆）

全員出て行かれたんですか。

田中委員

空き家になって20年くらいです。草刈り等は〇〇さんがされていたので、信用はされてました。

小林職務代理者

参考までに新規の農地造成の手続きを事務局から説明していただければ。

事務局

宅地や雑種地を農地に造成する場合には、農地法での手続きをする必要はありませんが、登記簿上の地目変更手続きをしていただく必要があります。

小林職務代理者

実は新規開田は抑制されていた時期がありましたが、転作が自主的に行うという形に変わっていますので、雑種地等を新規開田することは、農地法上も問題ありませんし、国の基準にも抵触しないという形になっています。全国の農業委員会の中では、以前は新規開田が抑制されていたことに触れていたこともありましたので。

議長（米山 義隆）

ほかに何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。議案第108号、農地法第3条の規定による許可申請について、原案通り許可することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は原案通り許可することに決定いたします。

議長（米山 義隆）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

議長（米山 義隆）

次回の総会の日程をお知らせしておきます。
令和8年3月10日火曜日午後1時30分より行います。
それでは事務局より連絡事項をお願いします。

事務局

（農業者等と農業委員会との意見交換会について）

事務局

（令和7年度農業委員会研修会について）

議長（米山 義隆）

その他、何かご意見等はございませんか。

議長（米山 義隆）

ないようですので、これをもちまして、第31回入善町農業委員会を閉会したいと思います。次回の総会は令和8年3月10日火曜日、午後1時30分になります。

(閉会 午後2時00分)

--